

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 2 月 12 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者計画については、新市において策定し制度の充実を図る。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。
国又は県の制度に基づき実施している事業については、新市において引き続き実施する。

障害福祉年金等町村独自の事業については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として実施するように合併までに調整する。

平成 16 年 2 月 26 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会